

令和4年度分

事務事業評価並びに教育長及び
教育委員活動自己点検評価結果

報告書

令和5年9月
霧島市教育委員会

目 次

教育委員会自己点検評価制度の概要等について	1
霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程	3
霧島市教育委員会外部評価委員会委員名簿	5
霧島市教育委員会事務事業評価 対象事業一覧表	6
霧島市教育委員会事務事業評価表	7～14
霧島市教育委員会における教育長及び教育委員活動自己点検評価結果 報告書	15～16
資料	
令和4年度霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表	17～20
令和4年度霧島市教育長及び教育委員会の自己点検・評価シート	21

教育委員会自己点検評価制度の概要等について

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 20 年度からすべての教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価を行い、その実施にあたっては、学識経験者の知見を活用するよう義務付けられた。また、その結果については議会へ報告し、市民に対して公表することが規定されている。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 霧島市教育委員会の取組

霧島市教育委員会では、令和 4 年度の 109 にわたる事務事業と教育長及び教育委員の活動状況について、それぞれ点検、評価を実施した。その後、平成 27 年に策定した霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程に基づき委嘱した 5 人の外部評価委員から当該評価について、外部の客観的視点から評価がなされた。これら教育委員会の評価及び外部評価委員によりなされた評価の結果を市議会に報告するとともに教育委員会ホームページで公表する。

（1）教育に関する事務の管理及び執行状況のうち、事務事業の点検、評価

霧島市では、行政評価に取り組んでおり、評価の方法として施策評価と事務事業評価の 2 つの評価を実施している。教育委員会では、懸案事項や具体的な改善点のある主な事務事業を抽出（P 6 参照）し、2 次評価を行い、さらに外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を報告する。

(2) 教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

教育長及び教育委員は、会議の運営・改善の状況、市民との意見交換の活動状況及び教育委員会の直接事務の状況などについて、自己点検・評価した。教育委員会では、その点検・評価した結果に対し、外部評価委員による点検、評価がなされ、付された意見を併せて報告する。

3 令和5年度取組の経過

教育長及び教育委員の活動状況の点検、評価

6月28日	<p>【6月定例教育委員会】</p> <p>令和4年度教育長及び教育委員の活動状況について、討論を行い 自己点検・評価シート（評価点）の作成</p>
7月27日	<p>【第1回外部評価委員会】</p> <p>教育長及び教育委員の活動状況について、第1回外部評価委員会 において審議</p>

事務事業の点検、評価

4～5月	<p>【事務事業1次評価】</p> <p>教育委員会事務局各課において、109事務事業の1次評価の実施</p>
6月6日	<p>【事務事業2次評価】</p> <p>懸案事項や具体的な改善点のある4事務事業の2次評価（教育部長評価）の実施</p>
7月20日	<p>【7月定例教育委員会】</p> <p>2次評価を行った事務事業について、定例教育委員会で評価結果等の討論を行い、教育委員の意見を追加</p>
8月24日	<p>【第2回外部評価委員会】</p> <p>2次評価（教育委員意見を含む。）を行った4事務事業について、第2回外部評価委員会において審議</p>

市議会への報告及び公表

9月	<p>【市議会へ報告】</p> <p>事務事業評価並びに教育長及び教育委員自己点検評価結果報告書を作成し、市議会へ報告</p>
9月	<p>【市民への公表】</p> <p>霧島市ホームページにおいて、報告書の公表</p>

○霧島市教育委員会外部評価委員会設置規程

霧島市教育委員会訓令第3号
平成27年7月23日

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき、霧島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る評価並びに教育委員の活動状況についての点検結果に係る評価に関し、評価の客観性を確保し、透明性を高めるため、霧島市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内高等教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 市内企業関係者のうち、知見を有する者
- (3) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 委員会で審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検結果に係る

評価に関すること。

(2) 教育委員の活動状況点検結果の評価に関すること。

(3) その他委員会が必要と認める事項

(報告)

第7条 委員会は、前条第1号及び第2号に規定する評価が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(公表)

第8条 前条に規定する評価結果は、議会への報告が終了した後公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月23日から施行する。

霧島市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

区分	氏名
高等教育機関代表	三角 利之
企業代表	家村 孝子
社会教育有識者代表	黒木 孝一
社会体育有識者代表	山口 智子
芸術文化有識者代表	前田 義人

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）
霧島市教育委員会 事務事業評価 対象事業一覧表

No.	課等名	事務事業名	頁
1	教育総務課	奨学資金貸付事業	7
2	学校教育課	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	9
3	学校給食課	国分地区小中学校給食単独調理場運営事業	11
4	国分中央高校	国分中央高校設備整備事業	13

※事務事業のうち、懸案事項や具体的な改善点のある主な事務事業を抽出した。

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要		
奨学資金貸付事業		<p>修学の意思があるにもかかわらず経済的理由によって上級学校へ進学できない者に対し、奨学資金を無利子で貸与し、人材を育成すること及び高度な専門知識や技能を身につけた者の定住による地域や企業の活性化を目的としている。</p> <p>○応募資格：市内に居住する者の子であり、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院等に在学・進学（予定）している者であり、かつ、学習意欲や能力があるにもかかわらず学費の支弁が困難と認められる者</p> <p>○貸与額：18,000円から87,000円（学校種別や通学方法で異なる）</p> <p>○貸与期間：貸与期間は、在学・進学（予定）の学校の正規の修業期間</p> <p>○霧島ふるさと愛若者応援事業：高専以上の学校で貸与を受けた奨学生は、市内に居住・就業などの条件を一定期間継続（5年又は10年）して満たした場合は、返還が一部又は全部免除される。</p>		
成果指標名と実績値		令和4年度の実績（取組）及び成果		
指標	①貸与金額 ②貸与者数	実績（取組）	<p>○貸与実績合計 122人 71,891,600円 (高校等16人 大学等102人 大学院4人)</p> <p>○貸与内訳 新規貸与 51人 30,254,800円 (応募者数61人 所得要件超過者3人 辞退者4人 休止者3人) (高校等3人 大学等47人 大学院1人) 継続貸与 71人 41,636,800円 (高校等13人 大学等55人 大学院3人)</p> <p>○霧島ふるさと愛若者応援事業 認定者 25人（うち認定後の辞退 1人）</p> <p>○滞納状況 392件 34,449,550円(対前年度▲25件 ▲1,706,600円)</p>	
実績値	R 3 ①56,210千円 ②100人	成果	<p>奨学資金を希望する者に貸与することで、進学に伴う経済的不安を解消することができた。 また「霧島ふるさと愛若者応援事業」に25名が認定され、地域への定住と活性化に繋がる効果が得られた。 さらに、積極的に文書や電話による滞納対策に取り組んだ結果、収納率が向上し、昨年に続き滞納額を前年度より減少させることができた。 (対前年度▲25件 ▲1,706,600円) また、長期未納者に対しては、連帯保証人へ通知を出すことで未納額を認識させるとともに、納付を促した。</p>	
令和5年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		<p>国は、令和4年度に「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」を改正し、特別交付税の対象となる奨学金の種類を明確にした。本市においても、定住促進に繋がる返還支援の取組みについて検討中であり、本市奨学資金制度のあり方も併せて検討を進める。</p> <p>返還金については、減免の対象の要件を改めて検討するほか、滞納対策として長期未納者に対する債権回収委託も視野に入れた対応強化を図り、奨学資金制度の安定的な運用を目指す。</p>		

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

令和6年度の方向性 (具体的な取組)	国や他団体の動向を注視しながら、本市奨学金制度のあり方について検討する。
2次評価	<p>奨学資金の貸与申請者数及び採用者数は前年度を上回り「霧島ふるさと愛若者応援事業」についても、制度適用者が増加しているところである。</p> <p>奨学資金制度については、給付型のほか、返還支援への取組も国や他自治体において進んでいる状況にあることから、今後も、修学の意思がある者が安心して教育を受けられるとともに、将来本市へ定住するよう、制度の周知やあり方の検討を適切に行っていく。</p>
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの教育は平等であることが前提である。また、学費負担に苦慮する保護者が多く全国的な少子化の原因となっている中、経済的に困難な者に対して教育の機会を提供する手段として評価できる事業であり継続を期待する。 ・ふるさと愛若者応援事業を活用することで、有能な若者が本市に定住し、地域の発展や活性化に繋がることを期待する。また、中学生時代から企業体験等を通して地元企業の魅力を伝え、保護者や住民・地元企業にも制度の丁寧な説明を期待する。 ・滞納件数が対前年度と比較すると減少し少しづつ改善されているが、まだ多い状況である。引き続き全力で滞納対策に取り組んでほしい。

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
いじめ・不登校対策等 子どもサポート事業		<p>いじめ問題に迅速かつ適切に対応するために、専門の相談員を1人配置した「いじめ問題対策支援室」を設置し、学校への指導や関係機関との連携等を積極的に行い、適切な問題解決を図る。</p> <p>不登校（傾向）児童・生徒やその保護者に対する電話相談や来所相談、不登校により遅れた学習の支援等を行い学校への復帰を支援するため、国分教育支援センターと隼人教育支援センターに指導員を2人ずつ計4人配置する。</p> <p>いじめや不登校等の悩みを抱える児童・生徒に対して、専門的に相談に応じる臨床心理士またはそれに準ずる資格をもつ心の相談員を1名配置する。</p>	
指標	成果指標名と実績値	令和4年度の実績（取組）及び成果	
		実績（取組）	教育支援センターに通所した児童生徒数は、小学生12人、中学生35人であった。 いじめ問題対策支援室は、来所相談7件、電話相談39件、学校等訪問585回であった。 臨床心理士、公認心理士の資格をもった心の相談員を新たに配置し、来所相談2件、電話相談6件、学校等訪問相談165回の対応を行った。 文部科学省の提案型研究事業である「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託し、一人1台端末を活用した児童生徒の心の状況を把握するための本市独自のアプリケーションの開発を行った。
実績値	R 3	①188件 ②412人 ③0人	不登校傾向にある児童生徒に対し、教育支援センターで学習支援を行うことで、当該学年へ復帰した児童生徒がいた。当該学年へ復帰した児童生徒数は、小学生6人、中学生17人であった。 いじめ問題対策支援相談員と各学校、教育委員会が連携を図ることにより、いじめの早期発見・解決につながった。 心の相談員を配置することによって、不登校生や悩みをもつ児童生徒の話を聞くことができ、心のケアや支援を行うことができた。
	R 4	①631人 ②529人 ③173人	心の健康観察のための本市独自のアプリケーションを開発し、パイロット校での検証を行い、児童生徒の悩みや心情を知るために有効であると思われる事案を得ることができた。
令和5年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		<p>いじめについては、認知件数が多いが、これは1件でも多く発見し、組織的な対応で改善を図る基本方針がどの学校でも実践されている結果といえる。しかし、いじめを認知した際、初期対応としての事実確認の迅速さや正確性には学校間の差が大きく、期を逃してしまうこともあった。</p> <p>不登校については、教育支援センターや心の相談員、かけはしサポーター等の連携によって改善・解決が図られているケースもあるが、人数が年々増加しているのが課題である。これらいじめの問題や不登校児童生徒に係る問題の解決に向けて、組織的な校内体制の強化を推進するとともに、いじめ問題対策支援員や教育支援センター、心の相談員と学校との一層の連携を図っていく。</p> <p>併せて、文部科学省の提案型研究事業については引き続き採択を受け、一人1台端末を活用したいじめ・不登校防止対策等を推進していく。</p>	

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

令和6年度の方向性 (具体的な取組)	<p>いじめについては、いじめ問題対策支援員が各学校を定期的に訪問し、いじめ発見後の初期対応が適切かどうかを客観的に評価し、学校の組織的な対応等、必要があれば改善を促す取り組みを積極的に推進する。また、ケースに応じて支援員が自ら各学校で事実確認を行うことにより、適切な初期対応を行う。</p> <p>不登校については、かけはしサポーター、教育支援員の連携を一層強化し、一人一人の状況を各相談員が情報共有して迅速な対応をすることで、新規の不登校児童生徒の出現を抑えることを重点的に行う。</p> <p>2年間取り組んできた文部科学省の提案型研究事業の取組を生かすとともに、不登校やいじめの抑制につながる有効性が明確となるよう数値による検証作業に取り組んでいく。</p>
2次評価	<p>学校でのいじめの認知件数が増加しているが、これは学校が組織的に早期発見に努めたことによるものであり、深刻化や重大事案の防止につながっている。併せて、いじめ対策支援室の対応件数も増加しており、近年の複雑化する事案の解決にも寄与している。引き続きいじめ問題相談員による迅速かつ機動的な対応を活かしながら、いじめの早期発見・早期解決に努めていく。また、相談・支援体制の充実や教育支援センター、心の相談員、かけはしサポーター等との連携した対応により新規の不登校生の抑制や、再登校の促進など、事業の成果が見え始めており、今後は、増加し続ける小学生の不登校への対応や支援に注力していく必要がある。</p> <p>本事業と関連する文科省の提案型研究事業である「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託してのタブレットを活用した取組等を学校とともに推進し、いじめ問題への適切な対応と不登校生の抑制に努めていく。</p>
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策支援室の設置、教育支援センターへの指導員の配置、心の相談員の配置など、学校との一層の連携や相談体制の充実を図るなど、組織的な体制を強化していることは非常に重要であり評価できるが、初期段階の学校間の対応差が大きいことは今後の課題である。 ・一人1台端末を活用し、心の健康観察用アプリケーションを開発した取組は評価できる。全教師が児童生徒の変化をいち早く捉えることができるよう周知徹底に取組み、不登校、いじめ問題の減少を期待する。 ・不登校傾向にある生徒が学習支援により復帰できたことは関係各所の努力の現れであり感謝したい。 ・いじめや不登校の原因は家庭教育にもある。学校内のいじめ問題だけでなく、家庭内のネグレクトや虐待など、これらを地域社会全体の課題として捉え、児童生徒の心の相談、支援体制が更に充実することを期待する。

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
国分地区小中学校 給食単独調理場運営事業		<p>学校給食法第1条に基づき、国分地区の市立小中学校（センター方式を除く）での給食を実施し、次の基本方針等による学校給食の充実に努める。</p> <p>①【安全安心な学校給食の運営】 学校給食衛生管理基準に基づき、安全安心な学校給食の運営に努める。また、施設面でも衛生基準に適合させるため、給食施設の計画的な整備を行っていくとともに、給食内容の充実と業務の効率化を図る。</p> <p>②【食に関する指導の充実】 学校給食を生きた教材として活用し、様々な体験活動を通じて、食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができるようとする。また、栄養教諭の派遣等を通して、「食に関する指導」の充実を図る。</p> <p>③【地産地消の推進】 霧島市の豊かな食材を学校給食に活かしながら、安全で安心な季節感のあるおいしい学校給食を提供する。また、関係機関と連携しながら地場産食材の活用を推進することにより、心身ともに健全な子供たちの育成を図る。</p>	
指標	成果指標名と実績値	令和4年度の実績（取組）及び成果	
		実績（取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備の老朽化による故障・修繕に対しては、適宜対応をした。 ・主な修繕及び備品等の購入 (国分北小) 裁断機修繕 (青葉小) 消毒保管庫修繕 (国分小) 給食室床修繕 (向花小) 真空冷却機修繕 (国分南小) ガス配管修繕 (国分中) 牛乳保冷庫購入 (国分南中) 冷蔵庫購入 (舞鶴中) 給食室床修繕 ・食に関する指導の計画的な実施 ・霧島市学校給食運営審議会の答申の実現について検討した結果、ウェット方式の国分北小学校については、半ドライ方式の青葉小学校の給食施設を改修することで、国分北小学校に提供することが可能であるとの結論に達した。
実績値	R 3 ①4,478食 ②29.10% ③101回	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による故障・修繕や備品等の買替えによる設備の更新により、適宜対応した結果、安全安心な給食施設の機能を向上させることができた。 ・食に関する指導を計画的に実施できることにより、正しい知識・食習慣についての理解を深めることができた。 ・青葉小学校の給食施設を国分北小学校との共同調理場とすることによって、将来の施設整備経費の削減を図った。
令和5年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)		青葉小学校の給食施設を令和7年度から国分北小学校へ提供する共同調理場とするために、当該給食施設の改修に向けて設計を行う。	

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

令和6年度の方向性 (具体的な取組)	<p>引き続き、国分地区のウェット方式単独調理場について、既存施設を活用した検討を行うとともに、青葉小学校の給食施設を令和7年度から国分北小学校へ提供する共同調理場とするための改修工事に着手する。</p> <p>また、他の給食施設においても設備の修繕・更新作業を計画的に行い、安定的に継続して給食提供できるよう取り組んでいく。</p>
2次評価	<p>国分地区のウェット方式単独調理場の環境改善に向けて、ウェット方式の国分北小学校については、半ドライ方式の青葉小学校の給食調理場を改修することにより、現在施工中の長寿命化改修において、給食調理場を改修しない国分北小学校への提供が可能であるとの結論に達し、青葉小学校の調理場との共同調理場化の方向性を決定することができた。</p> <p>残る国分小学校と国分中学校の2調理場についても、早急に方向性を決め、地場産物を積極的に取り入れ、安心で安定した学校給食の提供を目指す。</p>
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・給食は成長期の児童生徒にとって大切なものですので、食の安全性を考えると事業の優先順位を上げて良いと考える。 ・学校給食に支障をきたさない様に、老朽化した給食施設の修繕・更新や厨房機器の充実等を実施し、安心安全な学校給食の運営に今後も努めてほしい。 ・限られた予算の中でドライ方式への移行を検討し、青葉小と国分北小の共同調理場化を決定したことは評価できる。また、ウェット方式の国分小、国分中の今後を検討する上で、配食数も多いことから給食センターの設置の検討も妥当と考える。 ・栄養士等を中心に良質なメニューを提供し、正しい食習慣を身につける偏食をなくすよう、児童や保護者に対する「食に関する指導」も引き続き取り組んでほしい。地場産食材の購入割合の向上も期待する。

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

事務事業名		事務事業の概要	
国分中央高校設備整備事業		<p>国分中央高校は、「園芸工学科」「生活文化科」「ビジネス情報科」「スポーツ健康科」の学科がある。これらの特性を生かした確かな学力の定着に努め、魅力ある専門高校づくりを目指す。特に各学科の取組にパソコンを利用した専門科目があり、学科の特性を生かした授業を行っている。平成23年度からは「商業科」と「情報会計科」を統合し、「ビジネス情報科」を開設し、従来の「総合実践」の授業に「パソコンの充実」を加えた。また、平成24年度から課題研究に電子商取引の講義を行っている。5年を目処にパソコンを更新することで、生徒が最新の情報処理機器の技能・技術を習得でき、時代のニーズに応える人材育成にもつながる。また、学校の備品を更新することで、教育環境の整備を図る。</p>	
指標	成果指標名と実績値	令和4年度の実績（取組）及び成果	
		実績（取組）	成果
実績値	R 3 ①83回	<p>精華アリーナにWi-Fi環境の整備を行うとともに、スポーツ健康科に学習者用タブレット（45台）の整備を行った。</p>	<p>今回の整備の結果、全ての学科においてパソコン等を活用した情報処理の授業を行うことができた。これにより、各種資格取得や、公式ブログ等による当校の情報発信に寄与した。</p> <p>特にスポーツ健康科への今回の整備は、アンケートにて大部分の関係者が学力向上に役立つと回答する等、当科に専用の学習者用コンピュータを整備できることにより、情報共有環境が向上した。</p> <p>また、精華アリーナへのWi-Fi環境整備によって、場所を選ばずに必要な情報を得ることができるようになり、学習環境が向上し、授業のレベルが上がった。</p>
	R 4 ①79回		
令和5年度の改革改善の内容 （取り組むべき課題）		<p>園芸工学科、生活文化科、ビジネス情報科及びスポーツ健康科の4学科全てにおいて、パソコンを使った授業の充実を図り、情報の収集及び分析力を身に付けるとともに、技術の習得と知識の表現力向上を目指す。また、令和3年度に策定した「国分中央高等学校ICT環境整備方針」を具体化するため校内の情報教育推進係と協議を進める。</p>	

令和5年度（令和4年度実施事業評価分）

霧島市教育委員会 事務事業評価表

令和6年度の方向性 (具体的な取組)	学習者用パソコンリースの更新を年次的・計画的に行い、今後も引き続き、生徒が授業を通じて最新の情報処理技能・技術を習得できる教育環境を整えていく。 ICT技術の進歩や、国の動向等を見極め、適宜適切に「国分中央高等学校ICT環境整備方針」を見直す。
2次評価	スポーツ健康科では、精華アリーナのWi-Fi環境整備及び学習者用タブレット端末整備により、学習効率が高まった。全学科において、パソコン端末等を活用した情報処理教育の充実が図られ、ワープロ・情報処理技能等の上級資格取得に役立った。また学校のブログ等から、広く情報発信を行うことができた。 今後も引き続き「国分中央高等学校ICT環境整備方針」に沿って校内のICT環境の充実を図り、それぞれの学科等の状況に応じた教育の向上を目指す。
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 技術は日々進化しており、5年を目処にパソコン更新を実施し、最新のハード・ソフトの導入を図り、情報処理教育環境を充実・整備していくことは適切である。 ・ 精華アリーナのWi-Fi環境整備やタブレットを使用した学習環境の向上は評価できる。授業内容のレベルアップや学習意欲の向上に繋がり、資格取得をはじめ、進学・就職の成果向上を期待する。またその成果が、今後の生徒募集時の特色として紹介でき、生徒確保に繋がると考える。 ・ これから的情報科社会に対応した I C T 教育を推進し、それぞれの学科に応じた効果的な教育を推進してほしい。

**令和4年度霧島市教育委員会における
教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書**

評価項目	評価の観点	自己評価結果	評価点	外部評価委員の意見
教育長及び教育委員の活動	開催回数等	毎月開催する定例会に加え、教職員の人事異動案の内申などに関しては、適切な時期に臨時会で審議した。定例会と臨時会を合わせて13回開催した。	4	コロナ禍の中、滞る事なく開催し、毎月の定例会や臨時会において、様々な報告事項、議決事項、討論事項を審議しており、評価は適切である。
	議案の審議状況	教育委員会規則等の制定や一部改正など、定例会と臨時会で年間11件の議案について、意思決定を行った。 また、令和5年度の教育行政の概要に関して討論し、委員の意見を反映した。	4	霧島市教育委員会に関する諸規則の制定、一部改正、廃止など、議案に関して十分に審議し意思決定している。委員からの動議も出され積極的な意見交換が行われている。また令和5年度の教育行政の施策の概要も討論している。評価は適切である。
	事務局との連携	定例会の会議案は毎月事前配付された。また、委員からは「SOSの出し方に関する教育」や「特別な教科 道徳」などの動議について、必要に応じ事務局へ事前に資料要求をした。	4	会議資料の事前配布や、委員からの動議も事前に通告されており、事務局との連携がとれスムーズな会議運営である。評価は適切である。
	(1) 教育委員会の会議の運営・改善	傍聴者募集は、市ホームページを活用して広報に努めた。会議終了後は、会議要旨を市ホームページに掲載している。 また、委員研究会等の実施には至らなかったが、関心のあるテーマを動議として定例会に提出し、事務局と活発に議論した。	4	会議要旨をホームページに掲載し、透明性の確保は評価できるが、傍聴者募集は周知方法等に工夫が必要である。閲覧数の増加も期待する。評価は適切である。
	運営上の工夫			
	市長部局との連携	開催された市長部局主催行事や会議に積極的に参加し、市長や副市長をはじめとする出席者と情報交換や情報共有を図り、連携に努めた。	4	多くの市主催行事や会議等に参加し、市長や副市長をはじめとする市長部局関係者と情報交換や情報共有を図り、連携が取れている。更に連携が深まることを期待する。評価は適切である。
(2) 教育長及び教育委員の研修	総合教育会議の開催	公立中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」について、今後の体制や環境等の整備に向けて協議をした。 また、全国学力学習状況調査等の結果を踏まえた本市の児童生徒の学力や、不登校、いじめ問題等の現状や課題について情報共有した。	4	部活動の地域移行について、今後も関係機関と十分な議論を重ね環境整備に取り組んでほしい。また、全国学力学習状況調査等の結果を踏まえ、本市の学力向上に向けた取組を今後も推進してほしい。評価は適切である。
	研修回数等	新型コロナウイルス感染症の影響で多くの研修等が中止となっていた前年度までに比べ、例年どおり開催されるものが増えた。	4	国・都道府県主催及びその他の研修会に、教育長や教育委員が多数参加している。感染症対策を講じ、今後はオンライン研修と対面研修をうまく併用する方法も検討するとよい。評価は適切である。
	研修の成果	教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町村の教育委員との意見交換・情報共有を図ることができ、既存事業の見直しや新規事業立案の参考とすることことができた。	4	研修の成果として、既存事業の見直しや新規事業の立案に役立てている。今後も、研修を通じて委員のスキル向上や情報共有に役立ててほしい。評価は適切である。

**令和4年度霧島市教育委員会における
教育長及び教育委員活動自己点検評価結果報告書**

	評価項目	評価の観点	自己評価結果	評価点	外部評価委員の意見
教育長及び教育委員の活動	(3) 活動状況	教育委員会主催行事への参加	昨年度に比べ開催される行事が増え、積極的に参加することで関係者との連携を図ることができた。	4	教育委員会や各学校等が主催する多くの行事や会議に参加し、関係者との意見交換及び視察等を行うことで、積極的に連携を図っている。評価は適切である。
		教育委員会以外の行事への参加	事前に案内のあった各種団体主催行事や地域行事に積極的に参加し、市民との意見交換等に務めたが、案内のなかった行事等への自主的な参加は少なかった。	3	教育委員会以外の行事や地域行事に多数参加している。案内がなかった行事にも参加することで市民とのコミュニケーション向上を期待する。評価は適切である。
		行事参加の成果	新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年は中止していた学校行事等のうち参加者を制限して再開されたものがあったが、多くの保護者等が参加できる工夫をしてほしいことなどを事務局に求めた。	4	参加した行事や視察において、行事や教育の状況および市民の意見等をしっかりと把握している。評価は適切である。
	(4) 市民との意見交換	移動教育委員会の実施回数と参加人数等	霧島市補導員との意見交換会を開催した。青少年育成指導員1名、補導員8名の参加があり、活発な意見交換を行うことができた。	3	霧島市補導員との有意義な意見交換会が行われている。今後、市民との意見交換の回数やテーマを更に増やし、その成果が施策に反映されることを期待する。評価は適切である。
		移動教育委員会の趣旨の達成度	「青少年健全育成にかかる補導員の役割」をテーマに、青少年の育成に関係ある機関や団体との連携や、非行防止、非行化の早期発見等の取組について意見交換し、青少年の健全な育成向上を図った。	4	「青少年健全育成にかかる補導員の役割」について、環境浄化活動の取組み、学校と家庭との連携及び警察との情報交換等による少年非行の早期発見との確な対応、児童の登校状況等、補導員と有意義な意見交換が実施されている。評価は適切である。
教育委員会の直接事務	(1) 教育行政の基本方針を定めること		新年度の施策体系表及び施策の概要に関して、定例会で協議した。また、所管する5事業に関して前年度の振り返りを行い、次年度以降の取組に意見を反映させた。	4	新年度の施策体系表及び施策の概要について十分に協議している。また所管する事業についても、前年度の取組み状況を基に、次年度以降の取組みの改善に役立てている。評価は適切である。
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること		規則等の制定や一部改正など、慎重に審議し、教育全般について、十分な議論を行った。	4	規則等の制定や改正について、適切に審議し対応している。今後も時代に沿った議論を求める。評価は適切である。
	(3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること		新年度予算や補正予算に関する市長からの諮問について、十分な検討を行い適切に答申した。	4	必要な教育予算については、慎重かつ積極的に審議・提案し、十分に予算を確保することで効果的な施策を今後も推進してほしい。評価は適切である。
	(4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関すること		4つの附属機関等について、人選の偏りや女性の積極的登用などの観点から審議し、新たな委員を適切に任命・委嘱した。	4	教育委員会の所管する各種委員会等の新たな委員について、適切に審議し、任命・委嘱している。また、女性登用の増加を実感する。今後も積極的に女性登用に努めてほしい。評価は適切である。
	(5) 県費負担教職員の人事異動の内申に関すること		小中学校、国分中央高等学校における児童生徒の指導上の観点から、適切な内申を行った。	4	児童生徒の指導上の観点を考慮し、教職員の人事異動の内申を行っている。教職員の確保は今後も続く課題であるが、優秀な人材確保に努めてほしい。評価は適切である。
	(6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に関すること		教育委員会表彰規程に基づき、顕著な功績等があった3の個人・団体を表彰した。	4	顕著な功績を修めた個人や団体を教育委員会規程に基づき表彰している。表彰者を市報などで紹介すると良い。評価は適切である。
	(7) 県費負担教職員等の懲戒に関すること		不祥事防止について、教職員の意識啓発に徹底して努めた。	4	教職員の不祥事防止について、意識啓発に徹底して努めている。不祥事のない霧島市でありたい。評価は適切である。

令和4年度 霧島市教育長及び教育委員活動状況調査表

1. 教育長及び教育委員の状況

令和4年4月1日現在における、

- ①教育長
- ②教育委員定数
- ③②のうち、保護者である委員の数（再掲）

1	人
4	人
1	人

2. 教育委員会会議の状況

- ①令和4年度定例会開催回数

うち、会議を公開した回数

- ②令和4年度臨時会開催回数

- ③定例会における議案可決件数（予算、施策にかかるもの）

12	回
12	回
1	回
1	件

(3/6)

予算、施策への反映状況

- ・令和5年度霧島市教育行政の施策体系表及び施策の概要について

- ④定例会における議案可決件数（③以外のもの）

7	件
3	件
0	人

- ⑤臨時会における議案可決件数

- ⑥定例会における傍聴者数（延べ）

要点筆記、録音して取りまとめ

会議要旨のみホームページにて公開

- ⑦会議録の作成方法

- ⑧会議録の公開方法

⑨定例会における主な審議内容（会議要旨）	
----------------------	--

月	審議内容
4月	<p>議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第1号補正）に係る臨時代理のほか、霧島市山村留学事業補助金交付要綱の一部改正の臨時代理など、5件の報告を受けました。</p> <p>議案では、霧島市立青少年育成センター運営協議会委員の任命、霧島市メディアセンター運営委員会委員の委嘱について可決しました。</p> <p>その他、不登校生等が学校外の民間施設等で指導を受ける場合の取扱い、令和4年4月1日付人事異動（退職者・課長補佐・グループ長級）についてなど、5件の説明を受けました。</p>
5月	<p>議案では、霧島市家庭教育推進協議会委員の委嘱について審議し可決しました。</p> <p>また、委員から動議が出され、SOSの出し方に関する教育について討論しました。</p> <p>その他、学校現場からの報告や行事予定の確認を行いました。</p>
6月	<p>臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第4号補正）、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第5号補正）についての報告のほか、5件の報告を受けました。</p> <p>また、令和3年度教育長及び教育委員活動状況評価について討論しました。</p> <p>その他、学校現場からの報告や行事予定の確認を行いました。</p>
7月	<p>臨時に代理した、霧島市教育委員会事務決裁規程の一部改正についての報告を受けました。</p> <p>議案では、令和5年度霧島市立国分中央高等学校使用教科書の採択について可決しました。</p> <p>また、令和3年度教育委員会各種事務事業の評価について討論しました。</p> <p>その他、6月議会の一般質問の状況や青少年議会の提言書などについて説明を受けました。</p>

8月	<p>臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第6号補正）、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第7号補正）についての報告のほか、2件の報告を受けました。</p> <p>議案では、令和5年度霧島市立国分中央高等学校生徒募集定員について可決しました。</p> <p>その他、学校現場からの報告や行事予定の確認を行いました。</p>
9月	<p>臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第9号補正）、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第10号補正）についての報告のほか、7件の報告を受けました。</p> <p>また、霧島市立国分中央高等学校に期待される社会的役割の再定義について討論しました。</p> <p>その他、学校現場からの報告や行事予定の確認を行いました。</p>
10月	<p>臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第11号補正）についての報告を受けました。</p> <p>また、委員から動議が出され、「特別な教科 道徳」について討論しました。</p> <p>その他、9月議会の一般質問の状況などについて説明を受けました。</p>
11月	<p>休日における中学校部活動の地域移行について説明を受けました。</p> <p>また、学校現場からの報告や行事予定の確認を行いました。</p>
12月	<p>臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（第13号補正）、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）についての報告のほか、10件の報告を受けました。</p> <p>その他、12月議会の一般質問の状況や二十歳の祝典について説明を受けました。</p>
1月	<p>令和5年度霧島市教育行政の施策体系表（案）及び施策の概要（案）について討論しました。</p> <p>その他、令和5年度奨学資金奨学生の応募状況についてや令和4年度市教委学校訪問の総括、1月に開催された成人式の出席者実績についてなど、ほか3件の説明を受けました。</p>
2月	<p>霧島市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正、霧島市子どもの移動経路・通学路等の安全推進会議設置に関する要綱の制定に係る臨時代理についてほか1件の報告を受けました。</p> <p>議案では、令和5年度霧島市教育行政の施策体系表及び施策の概要についてと、霧島市教育委員会被表彰者の決定について審議し、可決しました。</p> <p>その他、卒業式及び入学式への出席に関する説明を受けました。</p>
3月	<p>臨時に代理した、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和4年度一般会計補正予算（第15号））、議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する答申（令和5年度一般会計予算）についての報告のほか、6件の報告を受けました。</p> <p>議案では、霧島市補導員の委嘱について可決しました。</p> <p>その他、令和4年度鹿児島県学習定着度調査結果についてや3月議会の一般質問の状況について説明を受けました。</p>

⑩会議運営上の工夫、改善状況

会議資料は内容（議案等）を事前に確認できるように、事前配布（郵送）を行っている。

また、会議における委員からの動議（課題・疑問等の提案）について、事前に事務局に通告を行うなど、限られた時間での討論の充実に努めた。

会議開催については、ホームページに掲載して周知している。

⑪令和4年度総合教育会議の開催回数	1回
⑫会議録の作成方法	要点筆記、録音して取りまとめ
⑬会議録の公開方法	会議要旨のみホームページにて公開

⑭総合教育会議における主な審議内容（会議要旨）

月	審議内容
1回 (2月)	公立中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」について、本市の部活動の実態を踏まえ、今後必要となる体制や環境等の整備に向けて協議を行いました。 また、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた本市の児童・生徒の学力や、不登校、いじめ問題等の現状や課題について情報共有を図りました。

3. 教育長及び教育委員の研修の状況

①令和4年度の研修回数

	国主催	都道府県主催		その他（例：全国または各地域の市町村教育委員会連合会等主催の研修会等）	
		県内全市町村対象	県内一部市町村		
教育長	参加回数	2	5	3	2
教育委員	参加人数	0	1	0	8
	延べ回数	0	1	0	5

②研修視察の状況及び施策への反映状況

国主催：全国都市教育長協議会（5/12 山口大会）
九州都市教育長会（10/20 鹿児島大会）
県主催：県教育行政説明会（4/18 自治会館）
市町村教育委員会委員研修会（7/25 自治会館）
地区教育長研修会（10/14 県庁）
その他：九州地区市町村教育委員会研修大会（奇数年のみ参加）
県市町村教育委員会連絡協議会総会・講演会（5/17 かごしま市民福祉プラザ）
県市町村教育委員会連絡協議会研修会（10/27 センテラス天文館）
姶良伊佐地区市町教育委員会連絡協議会総会（5/18 書面開催）
姶良伊佐地区市町教育委員会連絡協議会研修会（5/18 中止）
姶良伊佐地区社会教育振興会総会・研修会（5/31 国分公民館）
姶良伊佐地区生涯学習推進大会（1/15 姶良公民館）

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの研修会等が中止となっていた前年度に比べ、令和4年度は例年どおり開催されるものが増え、教育行政の抱える問題解決策等について、専門的な見地からの指導や他市町村の教育委員との意見交換・情報共有を図ることができ、既存事業の見直しや新規事業立案の参考とすることができた。

4. 教育長及び教育委員の活動の状況

- ①教育委員会所管施設の訪問回数
- うち、学校訪問の回数
- ②教育委員会主催行事への参加回数
- ③教育委員会以外の市主催行事への参加回数
- ④各種公共的団体等主催行事への参加回数
- ⑤地域行事への参加回数
- ⑥①～⑤参加時の市民との意見交換の状況（雑感）

延べ	74	回
延べ	68	回
延べ	202	回
延べ	79	回 (78)
延べ	73	回 (61)
延べ	9	回 (9)

※（ ）教育長

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で市民と一緒に参加する行事が少なく、直接意見を交わす機会が少なく残念であった。
- ・昨年度は中止された音楽のつどいが令和4年度は開催され子供たちは良い体験ができた。次回は保護者等も鑑賞できるような工夫をしてほしい。
- ・令和2年度に始まった教育フェスタだが、児童・生徒、青年会議所などが一体となり体験発表を行うすばらしい行事となってきている。
- ・学校訪問の中で、ICT教材が非常にうまく活用されてきていると感じた。

5. 教育長及び教育委員と市民の意見交換の状況

- ①実施回数
- ②延べ参加者数
- ③開催場所
- ④開催日時

延べ	1	回
	22	人
第1回	国分シビックセンター別館4階 中会議室	令和4年11月18日(金)16:00~

⑤主な意見等

●霧島市補導員との意見交換会 テーマ「青少年健全育成に係る補導員の役割」

霧島市補導員

設置 平成17年11月7日

方針 小中高生とその保護者の教育相談に積極的に応じる。

また、青少年の育成に関係ある機関及び団体との密接な連携のもとに、霧島市内における非行防止、また、非行化のおそれのある青少年を早期に発見し、健全な育成を図る。

主な取組

・計画的な街頭補導	・少年非行の早期発見と的確な対応
・青少年及び保護者の相談業務	・相談資料の整理と活用
・関係機関、団体との連携	・環境浄化活動

(主な意見等)

- ・環境浄化活動（有害図書販売に係る点検等）については、県と連携し、立ち入り状況の確認を行っている。
- ・地域（校区）、学校、家庭との連携については、隨時、警察署等と情報交換を行い、さらに、行政へ連絡をすることで、未然の防止につなげている。校区青少年健全育成連絡会との連携は、定期的に行われている。また、校外生活指導連絡会との連携については、学校によって差がある。
- ・国分、隼人地区に比べ、霧島・牧園地区などは、自転車乗車時のヘルメット未着用の子供たちが多く見受けられる。
- ・登校が遅い児童、生徒については、民生委員と情報交換を行っている。
- ・青色防犯パトロールの存在を知らない子供たちが多いため、学校の上下校時に、学校周辺を巡回するよう工夫している。
- ・学校の下校時間での住宅街の巡回時に、自転車での並走が多く見受けられた。
- ・学校周辺で、夜暗いところがあるため、街灯を設置し明るくするといいのではないか。

令和4年度霧島市教育長及び教育委員会の自己点検・評価シート

評価項目		評価の観点	評価の着眼点	評価点
1 教 育 委 員 会 の 活 動	(1) 教育委員会の会議の運営・改善	ア 開催回数等	定例会・臨時会の適切な開催	① 4
		イ 議案の審議状況	審議件数の妥当性 委員の意見の反映度	② 4
		ウ 事務局との連携	委員への委員会事前の資料配布 事務局への事前の資料要求等	③ 4
		エ 運営上の工夫	委員研究会等の事前勉強会等の実施 会議の公開と傍聴者の状況 会議録の公開、広報・広聴活動の状況	④ 4
		オ 市長部局との連携	市長・副市長等との情報交換 各部主催事業との連携・協力	⑤ 4
		カ 総合教育会議の開催	会議の開催状況 市長との情報共有	⑥ 4
	(2) 教育長及び教育委員の研修	ア 研修回数等	国・県・地区・市のバランスのとれた研修計画 研修内容の工夫・充実 当面する課題に対する委員研究会の実施	⑦ 4
		イ 研修の成果	研修の成果の施策への反映状況 懸案事項等の課題の解決状況	⑧ 4
	(3) 教育長及び教育委員の活動状況	ア 教育委員会主催行事への参加	学校の主催行事への参加状況 教委単独主催行事への参加状況	⑨ 4
		イ ア以外の行事への参加	各種団体主催行事への参加状況 地域行事への参加状況	⑩ 3
		ウ 行事参加の成果	行事参加による市民の意見や改善点の反映 独自の感想や判断による意見等の反映 次期施策等への提案	⑪ 4
	(4) 市民との意見交換	ア 移動教育委員会の実施回数と参加人数等	適切な時期・開催場所の妥当性 参加人数と意見の活発度	⑫ 3
		イ 移動教育委員会の趣旨の達成度	教育委員会の意義の理解度 意見への施策反映状況	⑬ 4
2 教 育 委 員 会 の 直 接 事 務	(1) 教育行政の基本方針を定めること		新年度の施策体系への意見の反映状況 新規事業等への意見の反映状況	⑭ 4
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること		規則等制定への適切な意見と提案の反映状況 市民への影響のチェック機能状況	⑮ 4
	(3) 教育予算及び議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること		新年度予算編成への意見の反映状況 補正予算・決算等への意見の反映状況	⑯ 4
	(4) 教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の任命又は委嘱に関する事		委員の任命・委嘱における意見の反映状況	⑰ 4
	(5) 県費負担教職員の人事異動の内申に關すること		学力向上等に対応した指導法改善対策 生徒指導の充実対策 特別支援学級設置の充実	⑱ 4
	(6) 児童生徒・教職員、市民及び団体の表彰に關すること		優秀な成績を収めた児童生徒・教員及び学校や団体等の推薦・表彰	⑲ 4
	(7) 県費負担教職員等の懲戒に關すること		不祥事防止のための施策提案	⑳ 4
3 総 合 評 価	特記事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育会議では、休日の中学校部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」について協議し、今後必要となる体制や環境等の整備に向けて情報共有できた。 ・全小学校へ教師用タブレット端末を整備し、さらに令和4年7月にG I G Aスクール運営支援センターを設置したことで、学校における児童と教員の積極的なICT活用を促すことができた。 ・令和2年度に始まった教育フェスタは、児童・生徒・青年会議所などが一体となって体験発表を行うなど、年々内容が充実したものになってきている。 		

(注1) 評価点の付け方： ①～⑩は四段階評価とし、4 = (8割以上達成)、3 = (6～7割台達成)、
2 = (3～5割台達成)、1 = (0～2割台達成) で評価する。

(注2) 総合評価点は①～⑩の平均（小数第2位四捨五入）を2.5倍し10点満点（小数第2位四捨五入）とする。